

業務連絡

2016/6/27

No.1 2

J R 東海 労新 幹線 関西 地本
業 務 部

2016年6月24日、支社会議室において「申」第42号、43号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、42号については業務委員会を拒否し、43号「のぞみ38号傷害事件」については業務委員会を後日開催することになりました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第42号「再発防止シート」の提出強要に関する申し入れ（2016年5月9日）

1. 「再発防止シート」の作成は、業務指示なのか明らかににすること。
2. 管理者は、再発防止シートを「手待ち時間に書いて提出」するよう言った。このような指示は極めて不適切と考えるが見解を明らかにすること。
3. 乗務員勤務において、「手待ち時間」は存在しない。仮に存在するとするならどの時間帯であるのか説明すること。
4. 業務において発生した事象の対応に要する時間は、対策を含め労働時間として扱うことがあるべき姿であると考えが見解を明らかにすること。
5. 「二度入金」と「少額過不足金」の事象についての再発防止対策の取り扱いに相違はあるのか明らかにすること。
6. 現場管理者に対して曖昧な指示を行わないよう、また労働時間の厳正化を指導すること。
7. 「二度入金」は非違行為となるのか明らかにすること。
8. 業務指示違反の通告を撤回し、当該組合員に謝罪すること。

《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：業務指示である。

組合：業務指示と言うが現場社員は困ってる。業務指示と言うからどの時間で書くのかと聞くと手待ちと言う。手待ちとはどの時間なのか。

会社：労働時間内で時間が余ってる時間があれば、指示に従って書けばいい。

組合：そのような簡単な話ではない。乗務員には乗務員勤務制度が定められた時に準備報告時間という時間があるだけ。何でもかんでも指示に従えという時間ではない。

会社：労働時間の算出根拠になる事柄があるが、積算イコール労働時間とは限らない。仮に仕事が早く終わり、それが労働時間内であればその時間は手待ちになる。そのような時間があれば書けるでしょということ。

組合：仮に100歩譲って、その時間があるかないかは誰が判断するのか。

会社：自分。

組合：自分が判断して、時間がないとしてる。ソファに座ってること自体を手待ちであると言う管理者がいるが、全て自分の時間であり間違いである。

会社：それが労働時間外ならそうと言えるが、労働時間内なら会社の指揮命令下にある。

組合：労働時間外に業務指示された時にどうなってるのか。

会社：労外に業務指示してない。

組合：では業務指示は発生してない。時間外に業務指示に従って書けばどうなるのか。

会社：それは超勤である。

組合：しかし、超過勤務とはしてない。

会社：そういった余った時間の積み重ねの中で時間かけてやるべきことはしっかりやるようにということ。

組合：何故、それをわざわざ業務指示と言わなければならないのか。

会社：そういう時間の積算の中で書いてくるように言ってる。

組合：要するにそのような時間がない。

会社：ベテランが多いので余裕のない時間の時はないと思う。

組合：それは無理。今の制度の中では。業務上発生した事柄の報告は会社として必要ではないのか。

会社：管理者が全て判断する。今直ぐ書きなさいとなれば、時系列で残すこともある。その場合は超勤が発生することにもなる。

組合：先日の組合員は、今書けと指示されていた。

会社：必要であるから。

組合：書くことは出来るが書く時間はどの時間かと聞くと明確に指示しない。

会社：ベテランの方で、もし余ってる時間があれば活用して書いて下さい。

組合：それは仮の話になる。確認する。

会社：余ってる時間があってその積算があればそこで書いて下さい。

組合：その時間がないと書けない。

会社：例えば1ヶ月かけても一行も一文字も書けませんか。

組合：書けへんわ。書く量の問題ではない。向かう時間が必要である。

会社：必要があるものは、超勤で書く必要があるなら超勤指示する。

組合：逆に超勤の指示しないということは必要なものとしては受け取れない。業務指示というのが業務指示の乱発である。時間があればと聞いておく。

組合：組合員は業務指示違反を通告されてる。処分がないがそれまでか。

会社：何も聞いてない。

組合：では穏便になってるということか。業務指示違反の正当性がなかったということだ。

会社：会社が判断する。

組合：繰り返す。業務指示、業務に必要な指示は明確にされたい。

会社：明確にしてる。

組合：してない。そこは対立である。

以上